

消防予第393号
平成25年10月4日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

屋外イベント会場等の火災対策に関する当面の対応について（通知）

消防庁では、平成25年8月15日京都府福知山市において死者3名、負傷者56名が発生した「福知山花火大会火災」を踏まえ、平成25年9月19日に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置し、屋外イベント会場等における火災予防対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、第2回検討部会での意見を踏まえ、報告書が取りまとめられたので参考に送付します。

本検討部会で必要とされた火災対策については、法令に基づく規制体系の整備も含めて、早急に対応していく予定ですが、制度が構築されるまでの当面の対応として、平成25年8月19日付消防予第321号・消防危第155号消防庁予防課長・危険物保安室長通知及び報告書で示す下記の事項に留意の上、火災予防上の指導を実施するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 屋外イベント会場等の防火管理に係る指導について

多数の観客が集まり、かつ、多数の火気器具等を使用する等火災危険性の高い花火大会、祭りその他の屋外イベント（以下「火災危険性の高い屋外イベント」という。）を把握した場合においては、火気器具等の取扱い、消火準備、店舗の配置等その他の防火上必要な事項について指導を行うこと。

2 関係行政機関等との連携について

火災危険性の高い屋外イベントについては、その計画段階から、事前打合せに積極的に参加する等、当該イベントの開催に係る警察、道路管理者、河川管理者等の関係行政機関及び主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者、露店出店団体等の関係者と情報を共有して対応すること。

3 注意喚起について

火災危険性の高い屋外イベントの会場等で使用される火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることから、観客に対し、これらがある場所にみだりに近づかないようにすること等の注意喚起を行うこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

担当：福井、増沢、古賀

電話：03-5253-7523